保護者 様

年	組	番	氏名
T-	7出.	台	八石

岡山県立津山中学校·高等学校長

現在、お子様は()で出席停止となっています。出席停止の期間は、感染症の種類に応じて次のとおりですが、登校の際は、医師から次の「治癒証明書」を発行してもらい、学校へ御提出ください。

【感染症と出席停止期間の基準】(学校保健安全法施行規則)

(第二種)

- ○麻疹(はしか) ――――解熱した後3日を経過するまで
- ○流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ○風疹(三日ばしか) ――― 発疹が消失するまで
- ○水痘(水ぼうそう) ――― すべての発疹が痂皮化するまで
- ○咽頭結膜熱 (プール熱) ―― 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ○結核・髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (第三種)
- ○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎
- ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症 (溶連菌感染症 、ウイルス性肝炎 、手足口病 、伝染性紅斑 ヘルパンギーナ 、マイコプラズマ感染症 、流行性嘔吐下痢症など)

―――― 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症は必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。 ※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、罹患報告書(別様式)を提出してください。

-----きりとり------

治癒証明書

岡山県立津山中学校・高等学校(該当に○)

年 組 番 氏名

病 名 ______

出席停止期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関

医師 氏名

印